

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 1 3 号
件 名	田辺新前総務常任委員長の偏見誘導会議とその審査採決の無効について
要 旨	<p>平成 23 年 3 月 15 日、午前 10 時に開催された総務常任委員会の陳情第 58 号「憲法第 89 条「公の支配」に違反する「新潟東港横土居地域対策協議会」及び委員会質疑に対する虚偽公文書作成について」の審査会議は、執行部所管に違法または不当な執行があったのかなかつたのかを究明すべきところ、率直な意見を酌み取り公平に議事の進行を諮るべき田辺新委員長は下記の発言を行う。</p> <p>同日、午前 11 時、「この前の 9 月定例会でもあったんですが、一応判例が出ていますので、その辺も考慮しながら、あるいはまた委員の皆さんも質問等をされればいいわけですし、地域課長も知る範囲内なり、想像は別にしてですね、自分の知る範囲内でよろしゅうございますので答弁をお願いいたします」。</p> <p>この発言の意図は下記のとおりである。</p> <p>「陳情者が行った「新潟東港横土居地域対策協議会」に係る裁判は、不問とした却下判決が出たのだから、門前払いを受けた陳情事件を、あえて問題点をあぶり出すような質問は控えてください。</p> <p>北区役所地域課長も当時の担当者証言などで、明確にわからない点の返答は不要です」。</p> <p>会議の司会を担う委員長は公平な立場に立って、各委員の意見を討議させなければならない。</p> <p>しかし、その役をあえて放棄し、審議前から違法執行事件を受け入れない方針で誘導する議事進行は、「地方自治の本旨」である双頭の一方である「住民自治」そのものを破壊したに等しい。</p> <p>極めて低級でわがままな幼児的議会と軽蔑する。</p> <p style="text-align: right;">(裏面につづく)</p>
付 託 年月日 委員会	平成 23 年 9 月 14 日 議会運営委員会
受 理	平成 23 年 9 月 9 日 第 2 8 6 号

意に反した討議で形勢が不利に向かうとき、司会役の委員長は正当理由のない休憩をとって理論を無視した威圧を少数意見者に与え、意見の封じ込めを行う議事進行は他にも認められる。

二元代表制の議会は行政各部を指揮する代表執行権者（市長）と対等な立場で立法、財政、行政監督を行うことが議会の基本的権能である。

新潟市議会議員は地方議会の使命が何か自問自答してその責務を理解し、報酬を得ている議会議員として、日常的に不正な行政行為の監視を行い摘発して批判を加え、改善を求めなければならない。

さらに市民の代表者としてその福祉及び公益を重要視するならば、執行機関に反省改善の認識がなかった場合には、その不当な処理の再発防止、政策の変更、責任所在の明確化等について長から議会への説明を義務づける条例の制定まで考えた覚悟ある議会であることが求められる。

執行機関の違法行為が事実か否かを調査権（地方自治法第98条、第100条、第100条の2、第109条）を行使し、意見表明権（同法第99条）で新潟市執行部に対する監督監視の任務を遂行するように告発陳情するものである。

なお、違法及び不当な執行行為に係る調査監督を議会に求めた陳情は同法第109条（常任委員会）に保障されており、その陳情に際し他住民の賛同は必要なく、法もとの平等に基づいた単独での告発に対し、いかなる差別待遇も受けないことが憲法第16条（請願権）に保障される。

したが、新潟市議会は法に定められた職務の遂行は公平で公正な議会採決が要求される。

住民訴訟は一般の訴訟と違い、監査請求が行われていなければならない、その監査請求が時効であったために審理に入ることができなかった理由での却下判決であった。

したが、本件協議会の違法性は厳然として証明されるから、違法な執行行為として新潟市議会は調査を開始する義務があり、それが監視責任である。

もし、今までのごとく告発を受けながらその違法執行行為を不問に付すことは、違法行為を看過して認容し、それを支持したことになり新潟市議会も同じ違法行為に加担したことになる。

（次項につづく）

陳情第13号

なお、陳情者が行った住民訴訟は「違法公金支出金返還請求事件」として小川竹二旧豊栄市長に128万円，豊栄支所長Aに21万円，豊栄支所長Bに18万9,000円を市民財政へ返還するように求めたものである。

法律には全くかかわりなく裁判の経験もなかった陳情者自身による訴訟は3年間に及び，新潟地方裁判所はもとより相手側訴訟代理人の理解があつてのたまものと感謝するも，相手側が事務執行の優位を利用し，却下判決の決定的事由にもなった監査請求日に係る「情報公開の虚偽」を立証させることができなかつた自身の力量不足が悔やまれる。